

岬町予防接種及び健康診査等に係る実費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月14日

岬町長 田代 堯

岬町規則第11号

岬町予防接種及び健康診査等に係る実費徴収規則の一部を改正する規則

岬町予防接種及び健康診査等に係る実費徴収規則（平成14年岬町規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる既定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前				改正後			
(実費徴収の減免) 第4条 町長は、次の各号の一に該当する者に対しては、実費を減免することができる。 (1) <u>満70歳以上の者</u> (2) (略) (3) (略) 2 (略)				(実費徴収の減免) 第4条 (略) (削る) (1) (略) (2) (略) 2 (略)			
別表(第2条、第4条関係)				別表(第2条、第4条関係)			
健康診査等の種類	実費徴収の額		減免該当者	健康診査等の種類	実費徴収の額		減免該当者
	集団	個別			集団	個別	
特定健康診査	無料	無料	満70歳以上の者 生活保護法(昭和25年)	高齢者インフルエンザ予防接種	—	1,000円	生活保護法 (昭和25年 法律第144
結核・肺がん検診	無料	無料		高齢者肺炎球菌予防接種	—	6,000円	
肺がん検診	500円	500円		新型コロナワクチン予防接種	—	8,000円	

この規則は、公布の日から施行する。